○「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）

改　正　後	改　正　前
１－１　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 62 号。以下「内部統制府令」という。）第１条第２項の金融商品取引法第 26 条の３第２項の規定による内部統制報告書の監査証明には、同法第 24 条の４の５の規定に基づき提出する訂正内部統制報告書の監査証明を含まないことに留意する。	１－１　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 62 号。以下「内部統制府令」という。）第１条第２項の金融商品取引法第 193 条の２第２項の規定による内部統制報告書の監査証明には、同法第 24 条の４の５の規定に基づき提出する訂正内部統制報告書の監査証明を含まないことに留意する。
12－２　内部統制府令第 12 条第１項及び第２項の規定により、外国会社がその本国又は本国以外の本邦外地域（以下「本国等」という。）において開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書（これに類する書類を含む。以下同じ。）を内部統制報告書として提出することとする場合は、当該外国会社から、これらの規定の適用の必要性について申出があり、かつ、これらの規定に規定する「公益又は投資者保護に欠けることがない」ことが確認できる資料の提出があることを条件とする。 「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるとき」に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における内部統制報告書の用語、様式及び作成方法については、外国会社の本国等における用語、様式及び作成方法によるものとす	12－２　［同左］

る。 1　外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務報告に係る内部統制を評価した報告書の用語、様式及び作成方法が、本邦における内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に従ったものであることが考えられる。）。 なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 26 条の３第２項第１号に規定する監査証明に相当する証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第１項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。 ［２・３　略］	1　外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務報告に係る内部統制を評価した報告書の用語、様式及び作成方法が、本邦における内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に従ったものであることが考えられる。）。 なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 193 条の２第２項第１号に規定する監査証明に相当する証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第１項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。 ［２・３　同左］